

平成9年11月11日

関係議員 各位

「住民基本台帳法の一部改正試案」に反対する陳情書

全国青年税理士連盟
会長 橋本和枝
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
電話03(3356)2916

当連盟は、全国3千余名の若手税理士によって組織されている団体です。その目的は、真に国民のための租税制度及び税理士制度を確立することであり、租税制度及び税理士制度に関する研究、提言を活発に行っています。

当連盟は、従来より政府税制調査会が、適正・公平な課税の実現を図り、税務行政全般にわたる効率化を図るという大儀名分のもとに検討されている「納税者番号制度」については、その利用を税務以外の幅広い行政分野さらに民間分野にまで認めるという実質的な「国民総背番号制度」そのものであり、国民のプライバシー権の侵害等の諸問題があるとの観点から、導入に反対の意見を表明して参りました。

さて、自治省は本年6月17日に「住民基本台帳法の一部改正試案」を発表しました。この試案は国民全員に「住民票コード」を付し、「住民基本台帳カード」を交付することにより、実質的な国民総背番号制度を導入することをめざしているものであります。

我々は、下記の理由により、この試案には断固として反対します。

関係議員におかれましてはこの陳情書の趣旨をおくみとりいただき、よろしくご協力下さいますようお願い致します。

★我々はコンピュータによる監視を望みません

行政効率の名の下にプライバシーがコンピュータに登録され、個人の尊厳がズタズタに引き裂かれるのが今回の試案の内容です。

この試案について仮にプライバシー保護策等が講じられたとしても、我々はこれを容認出来ません。

この試案が強行されれば「個人の幸福追求権」（日本国憲法第13条）が、大きく侵害されるでしょう。

1 試案の説明では多額のコストをかけるだけの利便性は感じられません

この制度の導入により、準備経費として約400億円、運営経費として毎年200億円もの税金を使うことが予定されています。しかし、国民にとっての利便性は、住民コードを通じての住民票の転出入事務や広域交付などでしかなく、いずれも多額の費用をかけるべきものではありません。

これでは他の目的に利用するのではないかとの疑念を抱かずにいられません。

2 様々な個人情報データベースをつなぐための共通番号の存在は危険です

現在、各行政機関は、個人情報保護法により公告されたものだけでも1千3百にのぼる個人情報ファイルを保有しています。この情報の一極集中をはかるのがこの試案です。住民基本台帳ひとつをとってみれば、個々の市町村では人口比で98.9%が電算化済みであり、地方自治体の基礎的インフラはこれで充分です。これをネットワーク化することは、結果的に全国民を丸裸にしあらゆる個人情報を役人が管理することとなるのです。

このことは行革会議中間報告の理念である地方分権への流れにも逆行します。

しかもこの制度の利用は「行政機関等」とされており民間にも利用される可能性を残されていて大変危険なものです。現に、試案作成に関わった懇談会メンバーから、この制度を民間にも積極的に活用すべきとの意見も出されています。

3 「住民基本台帳カード」を常時携行させるような社会は自由な社会とはいえません

この試案は「住民基本台帳カード」を常に身に付けていないと行政サービスのすべてが受けられなくなるという可能性があります。このカードを紛失すると本人確認が出来なくなるということで、スポーツ施設の利用や図書館での本の貸し出しも出来ないということになります。

人が人として尊重されるという当然のことがカードによって奪われるという社会は、到底自由な社会とはいえません。